

インターネットサギウォール for eo 利用規約

株式会社オプテージ
2017年7月1日制定

(本規約の適用)

- 第1条 本規約は、株式会社オプテージ(以下、「当社」といいます)が提供するインターネットサギウォール for eo(以下、「本サービス」といいます)の利用に関する条件について定めます。
- 2 本規約は、本サービスの提供を受ける者(以下、「契約者」といいます)と当社との間の一切の行為に適用します。
- 3 契約者は、本サービスの利用にあたり、本規約およびBBソフトサービス株式会社(以下、「BBSS社」といいます)が定めるアプリケーションの使用許諾契約書など(以下、「使用許諾契約書」といいます)を誠実に遵守するものとします。

(規約の変更)

- 第2条 当社は、本規約を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社が別途定める場合を除いてホームページ上にて契約者に通知します。
- 2 本規約の変更は、契約者に通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。

(当社からの通知)

- 第3条 当社は、別段の定めのある場合を除き、ホームページ上への掲載または、電子メールの送付など、当社が適当とする判断する方法により必要な情報を契約者に対して通知します。

(本サービスの定義)

- 第4条 契約者は、本サービスの利用申込を行い、当社がその利用申込を承諾する事で、BBSS社が「インターネットサギウォール」または「Internet SagiWall」の名称で提供するソフトウェア(以下、「対象ソフトウェア」といいます)を利用できるものとします。

(契約の単位)

- 第5条 当社は、eo光ネット1回線ごとに1の利用契約を締結します。
- (注) eo光ネットとは、光ファイバーアクセスサービス契約約款で規定される電気通信サービス(プラン1(eo光ネット【ホームタイプ】)およびプラン5(eo光ネット

ト【メゾンタイプ】)に限ります)またはe o光ネット【マンションタイプ】会員規約もしくはe o光【マンションタイプ】所属会員規約で規定されるe o光ネット【マンションタイプ】の総称を指し、以下同様とします。

(利用申込をすることができる者の条件)

第6条 本サービスの利用申込をすることができる者は、当社が提供するe o光ネットの契約者に限ります。

(利用契約の申し込み)

第7条 本サービスを利用するためには、当社所定の方法による利用申込が必要となります。

(利用申込の承諾)

第8条 利用契約は、前条(利用契約の申し込み)に規定する利用申込に対し、当社が承諾した時点で成立します。

2 当社は、本サービスに利用申し込みした者が次の各号に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。

(1) 申し込み内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあったとき。

(2) 第6条(利用申込をすることができる者の条件)に規定する条件を満たさないとき。

(3) その他、当社が不適切と判断したとき。

(対象ソフトウェアの利用に必要な環境など)

第9条 対象ソフトウェアを利用するには、契約者の責任において、当社所定のウェブサイトからこれをダウンロードし、対象ソフトウェアを利用しようとする端末機器(以下、「対象機器」といいます)にあらかじめインストールし、当社が契約者に当社所定の方法により別途交付するライセンスキーを用いて利用可能な状態にする必要があります。

2 前項に規定するインストールを行うには、対象機器がBBSS社所定のオペレーティングシステムソフトウェアをあらかじめインストールしているほか、BBSS社が別途定める諸元、性能などを充足していることが必要となります。かかる充足の確認は、契約者の責任において行うものとします。

3 対象ソフトウェアの著作権その他知的財産権は、BBSS社に帰属します。契約者は、本規約に定めるほか、使用許諾契約書に定める条件に従い、本サービスを利用するものとします。

4 使用許諾契約書の規定に従い契約者に対する対象ソフトウェアの使用許諾が終了した場合は、かかる終了と同時に本利用契約も解除し、かかる利用契約の解除があった契約者は、対象ソフトウェアを以後利用できないものとします。

(契約者が行う利用契約の解除)

第 10 条 契約者は、利用契約の解除を希望する場合は、当社所定の手続きに従うものとします。

2 当社は、契約者からの利用契約の解除の請求を受け付けた時点でもって、利用契約を解除します。

(当社が行う利用契約の解除)

第 11 条 当社は、次の各号に該当する場合には、利用契約を解除することがあります。

(1) 契約者が、利用料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払われなかった場合。

(2) 契約者が、本規約の内容または趣旨に違反した場合

(3) 使用許諾契約書の規定に従い、契約者に対する対象ソフトウェアの使用許諾が終了した場合

(4) 契約者が、第 7 条 (利用契約の申し込み) に規定する利用申し込みにおいて、虚偽の申告を行なったことが判明した場合。

(5) 契約者が、eo 光ネットの契約を解約された場合など、本サービスの利用または利用申込の条件を満たさなくなった場合。

(6) その他、契約者として不適当と当社が判断した場合。

(利用料金)

第 12 条 契約者は、利用契約が成立した日の属する暦月の翌暦月から利用契約が解除された日の属する暦月までの期間において、料金表 (利用料金) に規定する料金を、当社が指定する期日までに毎月支払うものとします。

2 契約解除月の利用料金は、月額の利用料金を支払うものとし、日割りは行ないません。

3 契約者は、対象ソフトウェアのダウンロードおよびインストールを実施したかに関わりなく、また、対象ソフトウェアを利用したかに関わりなく、第 1 項に定める月額料金を支払うものとします。

(サービスの終了)

第 13 条 当社は、次の場合には、本サービスの一部または全部を終了することがあります。

(1) 経営上、技術上などの理由により、本サービスの一部または全部の適正かつ正常な提供ができなくなり、当該サービスの運営が事実上不可能になったとき

(2) 当社による本サービスの提供の基礎となる当社と第三者との間の取引、提携等が理由の如何を問わず終了し、当該サービスの運営が事実上不可能になったとき

(3) その他の理由により、本サービスの一部または全部が提供できなくなったとき

- 2 本サービスの全部が終了した場合は、利用契約も同時に終了します。
- 3 前2項に基づく本サービスの一部ならびに全部の終了、または利用契約の終了により、契約者に損害などが生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(免責事項)

第14条 対象ソフトウェア(対象ソフトウェアにより利用可能なサービスを含み、以下、本条においては同じとします)に関する保証(瑕疵保証を含みます)において、当社は、本ソフトウェアの正確性、有用性、正当性、または完全性に関する保証、商品性に関する保証、特定目的に適合することの保証、および第三者の知的財産権を侵害しないことの保証を含め、対象ソフトウェアまたはその利用に関して、一切保証しないものとします。

- 2 本サービス契約者は、対象ソフトウェアを利用することにより、対象機器における通信速度の低下などが発生する可能性があることをあらかじめ了承するものとします。
- 3 当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、本サービスならびに対象サービスまたはその利用に関連して生じた損害、逸失利益および間接損害などのあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

(分離性)

第15条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

(準拠法)

第16条 本規約の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第17条 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

- 2 本規約に関する紛争は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(キャンペーン等の適用)

第18条 契約者が、eo光ネットの提供条件および当社が個別に定めるキャンペーンの適用条件に適合する場合、当該キャンペーンが適用されます。

料 金 表

1. 利用料金

月額

区分	単位	料金額
(1) 契約者が eo セキュリティーパックまたは eo スマートリンクプレミアムパックを契約中である場合	1 の利用契約ごとに	150 円 (税込額 165 円)
(2)(1) 以外の場合	1 の利用契約ごとに	350 円 (税込額 385 円)

(注) 月中に前表に規定する区分 (契約者の、当社が別に提供する他のサービスの契約状態をいいます) の変更があった場合、当該変更月の翌月より、変更後の区分に規定する利用料金を適用します。

附 則

(実施期日)

この利用規約は、2017年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。